

2015. 8. 28 発行

# 水源連だより

水源開発問題全国連絡会

SUIGENREN  
DAYORI  
No.72

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連は、パタゴニア日本支社の助成を受けています》

## 三重県川上ダム現地で

## 水源連総会開催 10.31~11.1

### シンポジウム

### 美しい水を活かそう！伊賀の将来設計

会場：三重県伊賀市青山福祉センター

日時：10月31日

(土) 午後1時30分～5時



### 現地見学会

日時：11月1日(日) 午前8時30分～11時

### 第22回水源連総会

会場：三重県伊賀市青山福祉センター

日時：11月1日(日) 午前11時～午後3時

## 石木ダム現地では緊張が続く

### 長崎県公共事業評価監視委員会速報

工期6年延長容認

地権者との話し合い必要と指摘

～目次～

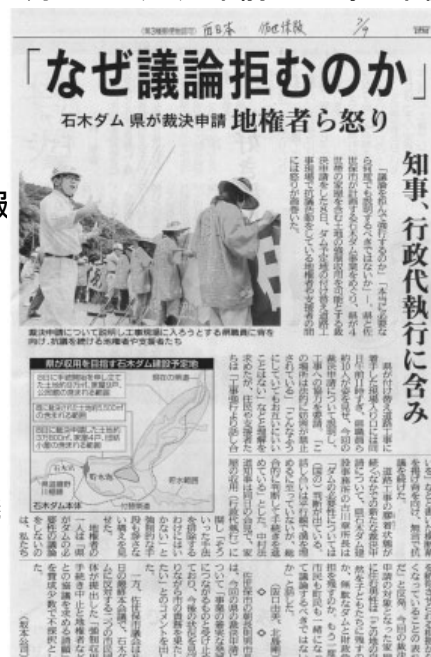
事務局からの報告・・・・・・・・・・ 2

総会・シンポ、石木ダム、公共事業改革市民会議

当別ダム完成後に架空予測をやめた札幌市水道・11

ハツ場ダム問題のその後・・・・・・・・・・ 16

霞ヶ浦導水事業差止訴訟に不当判決・・・・・・・・ 18



## ——事務局からの報告——

### 1、今年の全国集会・総会は川上ダムに焦点を当てます。

今年の水源連総会は三重県伊賀市での「シンポジウム 美しい水を活かす伊賀の将来設計」の開催に合わせて川上ダム問題に焦点をあてながら開催いたします。

#### 1) 日程と内容について

**10月31日(土)** 12時50分に近鉄青山町駅前集合（マイクロバス移動）

※ 現地へのアクセスはチラシ及び水源連だより4～5ページをご参照ください。

#### シンポジウム 「美しい水を活かそう！伊賀の将来設計 ～未来のための選択」

日時 10月31日(土) 午後1時30分～5時 （開場 午後1時）

場所 伊賀市青山福祉センター 教養娯楽室（300席）

主催 : シンポジウム「美しい水を活かそう！伊賀の将来設計」実行委員会

協賛 : パタゴニア日本支社

参加費 : 500円

《プログラム》

地元代表挨拶 松原美省（元青山町長）

講演

嘉田由紀子（前滋賀県知事）

今本 博健（京都大学名誉教授）

嶋津 暉之（水源開発問題全国連絡会共同代表）

パネル討論「美しい水を活かす伊賀の将来設計～未来のための選択」

同会場内別室で懇親会その後宿泊先（ルートイン名張）へ移動

（会場の都合で懇親会はノンアルコール、ホテル移動後2次会を予定）

**11月1日(日)**

現地見学会

8:30 宿舎からマイクロバスで移動。川上ダム現地へ

水源連総会

11:00～15:00 水源連総会

※ 終了後マイクロバスで近鉄青山町駅まで移動し解散予定です。

## 2) 川上ダムとは

川上ダム問題の経過と現状は前号で報告しましたので、その一部を再掲します。

川上ダムは（独）水資源機構が淀川水系の木津川上流に建設する予定の多目的ダムです。恣意的なダム検証の結果として、昨年8月に国交大臣から事業継続のゴーサインが出ました。2022年度完成予定で、再来年度には本体工事に入るとされています。



川上ダム予定地の現状（中央に仮排水路出口が見える）

しかし、川上ダムも必要性がすでに失われています。目的は①淀川本川及び木津川沿川の洪水調節、②三重県伊賀市への水道用水の供給、③木津川の流水の正常な機能の維持、④既設ダム（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）の堆砂除去のための代替補給です。

④は他のダムでは例がない目的で、2011年2月の川上ダム事業実施計画第2回変更の前にはなかったものです。奈良県水道と西宮市水道が撤退し、三重県水道（伊賀市）の利水予定量がほぼ半減したことによるダム規模の縮小を防ぐために加えられた目的です。既設ダムの堆砂除去はそれぞれのダムで工夫して実施するものですが、なりふり構わず、堆砂除去の代替補給が川上ダムの目的に加えられました。

淀川水系のダム事業から大阪府水道などの利水予定者が次々と撤退する中で、伊賀市のみが川上ダムに参加し続けていますが、その参加が水資源機構の生命線になっています。

2012年9月に初当選した岡本栄伊賀市長は伊賀市の参加の是非を判断するため、川上ダムに関する検証検討委員会（委員長宮本博司氏）を設置しました。公開の場でその是非をめぐって盛んな議論が行われました。しかし、岡本栄市長は結局、伊賀市幹部の意向に沿って、2013年12月に川上ダムに参加することを表明しました。

しかし、伊賀市は（合併前の上野市時代も含めて）今まで給水制限が行われたことがなく、水需給には余裕があります。これから水需要が縮小していく時代において川上ダムの水源が必要であるはずがありません。木津川の自然を根底から壊す不要な川上ダムの建設を何としてもストップさせるため、「木津川流域のダムを考えるネットワーク」が反対運動を粘り強く進めています。

今回のシンポジウムは、こうした状況の中で、川上ダムの問題をあらためて広く伝えることを目的にして開催するものです。

## 3) 今年の総会で特に目指したいこと。ー全国の闘いを共有しあうー

民主党政権の発足当初は「コンクリートから人へ」のスローガンの下、ダム計画の見直しが企図されました。その視点は、「治水も利水もダムは最後の手段。ダムに代わる手法をとことん追求しよう」、「いかなる洪水に対しても人命を守ることが治水の目的であるはずなのに、ダムではその目的は果たせない」、「利水については節水機器の普及と人口の減少で、水需要は減少の一途を辿っており、新たな利水ダムは不要」というものでした。

しかし、ダム見直しの制度作りに入るや否や、それは私たちの期待を大きく裏切るものでした。ダム見直しの制度をつくる有識者会議のメンバーはダム推進論者がほとんどを占めていました。実際に2010年9月末にダム見直しの制度がつくられましたが、その内容はダム見直しではなく、全国のダム計画に対して事業推進のお墨付きを与えるものでした。その結果、

全国のダム計画の多くはお墨付きを得て、大手を振って工事が進められるようになりました。その象徴がハッ場ダムであり、石木ダムです。

安倍政権に移行すると、脱デフレ、国土強靱化という進軍ラッパが鳴り響き、ダム事業だけでなく、多くの公共事業が形振り構わず、推進されるようになりました。真の必要性を問うことなく、事業への異論者を強制的に排除する強権的な手法もとられるようになりました。辺野古埋立、リニア新幹線、ダム事業、幹線道路の建設事業、東京都江戸川区のスーパー堤防事業などなど、全国各地で大型公共事業が目白押しで進められています。

今年の総会ではこれらの実態を報告しあって相互に共有することを第一の目的とし、必要性のない事業を推進したことの行く末（当別ダム完成後に札幌市水道が大幅に水需要予測を下方修正、開発した水利権が一度も使われたことのない徳山ダム、実質的には一度も利用されたことのない霞ヶ浦導水の利根導水路など）を見据えて、同じ誤りを繰り返さないための知恵を出し合いたいと思います。特に、理屈では勝っているのに政治や裁判で負けていることを直視し、それへの対応策を何としても見い出すきっかけを得たいと思います。世論の掘り起こし方、世論の把握方法、世論の構成の分析方法なども分かると良いですね。

#### 4) 参加費および申込み方法

多くの情報を共有しあい、知恵を出し合うには、現地で日夜活動されている多くの皆さんに参加いただくことが一番です。

参加費と申込みの方法は次のとおりです。

##### 参加費合計 12,000 円程度

内訳 宿泊費 6500 円程度

懇親会費 2500 円、マイクロバス代 2000 円、総会昼食??? 円

※その他にシンポ参加費 500 円が別途必要です。また、事情により多少の変動の可能性があります。

##### 参加申込みの方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送又は FAX で事務局宛にお送り下さい。

メールの場合には申込書の記入事項と同じ内容を事務局宛にお送りください。

事務局 〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28 水源連

FAX 045-877-4970

[メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp](mailto:mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)

申込み締め切り 10 月 10 日（土）必着

##### 現地へのアクセス

東京・名古屋方面から、

08:50 東京発 [新幹線] のぞみ 103 号 6260 円 + 4100 円（自由席特急券）

10:31 名古屋着

11:01 近鉄名古屋発 近鉄名古屋線急行 1450 円

12:18 伊勢中川着

12:19 伊勢中川発 近鉄大阪線急行

12:46 青山町着

大阪方面から

10:57 大阪発 J R大阪環状線 180 円

11:13 鶴橋着

11:17 鶴橋発 近鉄大阪線急行 1140 円

12:36 青山町着

## 2、事務局が関わってきた活動

### 石木ダム

#### 1)連日、現地では付け替え道路工事への抗議行動が続いています。

石木ダムの必要性について原点に立ち返っての話し合いの要請に対して、「事業認定で公益性は認められている。必要性についての話し合いには応じない」と拒否し続ける長崎県は、5月19日から事業進行の既成事実づくりとして「付け替え道路工事」を進めようとしています。連日の抗議行動でブレーキがかけられています。付け替え道路工事を本格的に進めるには大型重機を工事現場に搬入することが必要で、長崎県は隙をついてその搬入をはかろうとしています。



付け替え道路工事現場入り口付近の抗議行動現場です。長崎県職員がいないとき 8月4日撮影

#### 2)長崎県が石木ダムの工期6年延長を長崎県公共事業評価監視委員会にかけました。

石木ダムの工期は2016年度中となっていました。長崎県は8月3日に長崎県公共事業評価監視委員会を開催し、そこで工期を6年間延長し、2022年度完成とする案を諮りました。

私たち（現地石木ダム反対5団体と石木ダム対策弁護団）は全委員にあらかじめ、当方の意見書と、弁護士団が中心になって執筆したブックレット「石木ダムの真実 ホタルの里を押し潰すダムは要らない！」（花伝社）を送付しておきました。

長崎県は「工期変更」を同委員会にかけたわけですが、「工期変更は石木ダム事業推進が大前提。今は石木ダムの必要性について原点に返って検証するとき。工期変更の論議は認められない」と、石木ダム建設絶対反対同盟の岩下さんを先頭にした私たちは傍聴席から抗議しました。

中村聖三委員長は、「工期変更だけでなく、この事業がどのような検証がされてきたのか、原点に返って検証する」と言明したので、傍聴席の私たちは抗議を止めました。

ちなみに中村委員長は、2012年度の再評価で石木ダム事業に対して疑問を呈された委員です。

2012年度の再評価では当時の委員長が中村委員たちの反論を押し切って「推進」を答申した経緯があります。

長崎県の説明が終わると、委員長は、これまでに私たちが問題にしてきた点を長崎県に対して質問しました。

- ① H26年度までの用途別使用水量の実績は？
- ② 生活用水原単位が低いのは好ましいこと。これを上昇させる方向で考えるのはおかしいのではないか？
- ③ 佐世保重工について最大使用量を平均使用量として扱っているのですね。（長崎県に確認した）
- ④ H26～H30年度に水需要の急上昇を見込んでいる理由は？
- ⑤ 基本高水算定で用いた、引き伸し後の1時間降雨強度に関し、1/100の降雨強度は？

これらの質問は、ブックレット「石木ダムの真実 ホタルの里を押し潰すダムは要らない ふるさとを守れ！ 13世帯、執念の戦い」によるものと思われます。

長崎県はこれらの質問に対して答えに詰まることでしょう。

ブックレット「石木ダムの真実 ホタルの里を押し潰すダムは要らない ふるさとを守れ！ 13世帯、執念の戦い」はこの再評価で大きな役割を果たすと思われます。

この委員会の答申は、通常の行政手続きで石木ダムにストップをかける最後の機会です。私たちもしっかり頑張りたいと思います。

再評価監視委員会については、水源連HPの下記URLも参照下さい。

<http://suigenren.jp/news/2015/08/04/7713/>

◎ 再評価を実りあるものに。

- ① 中村委員長は、利水に関しては県の再評価の対象に入っていないので、詳細な調査については否定的でした。

しかし、石木ダムの大きな目的の一つが利水です。

委員長には、「石木ダム全体として評価すること、そのためには利水についてもきちんと調査してほしいこと」を要請する必要があります。

佐世保市の2012年度の水需要予測は石木ダムの2016年度完成を前提にしてつくられており、工期が6年も延長になるとするならば、その前提が大きく変わりますので、予測の見直しが避けられないはずです。水源連としても、今こそ佐世保市に石木ダムが不要であることを認めさせるべく、予測の見直しも含めて原点に返った再評価を5団体と弁護団の皆さんと共に、求めていきます。

- ② 治水・利水両面の問題については、弁護団が中心となって作成したブックレットが全委員に送付されているので、委員皆さんの理解に大きな役割を果たしていると思われます。

ブックレットに書き切れていないより専門的なことをまとめて、5団体+弁護団名で近日中に委員会委員全員に送付できるよう、作業を進めています。

「長崎県と佐世保市は事業認定が下りれば反対運動は収束するものと思い込んでいた。地権



中央正面が中村委員長 2015.8.8

者が勇猛果敢に絶対反対の姿勢を崩さないのは完全な読み違いと認識している。しかし石木ダム事業を止めるにも止められず、「天の声」を待っている。」という声も聞こえています。

この委員会答申が私たちの期待する「天の声」となるよう、全力を尽くしたいと思います。

### **3)第2次収用裁決申請と第3次収用裁決申請準備開始**

長崎県は7月8日、新たに家屋4軒を含む3万平方メートルの土地について県収用委員会に裁決を申請しました。合わせて、手続きを保留していた約9万平方メートルについても収用裁決申請に向けた手続き開始を明らかにしました。手続き開始から1年後が収用裁決申請の期限となります。

長崎県は、9月2日から7日にわたって、収用裁決申請提出書類の一部である測量図面作製のための「測量立入り通告」を共有地権者を含めた全地権者に送りつけてきました。

この測量については、前2回の測量立入りと同様、立入り拒否の対応をすることになります。

### **4)共有地権者へ長崎県石木ダム建設事務所の古川章所長名で土地譲渡依頼**

長崎県石木ダム建設事務所・古川章所長から、共有地権者へ「土地譲渡依頼」、8月3日の説明要請行動における「説明会開催拒否回答」、「土地収用法に基づく測量のための立ち入り通知」、今度は「石木ダム周知パンフレットの配布について」が送付されてきました。

今回のパンフレット送付は、土地譲渡に応じる場合の手続きを示したものです。これらのパンフレットが送付されただけで、一般の方には何を言いたくて送られてきたのか分からず、受け取った方は不安になります。

共有地権者の皆様に、①このパンフレットは土地譲渡を希望する人に向けたのであるから無視すること、②長崎県石木ダム建設事務所の古川所長に宛てて、「説明もないままでの測量立入りを拒否します。あわせて、納得の行く説明が得られない限り、譲渡はいたしません。きちんとした公開説明会の開催を求めます。」という趣旨の私信の送付をお勧めする通知をお送りしました。

### **5)「事業認定不服審査請求で申し出た意見陳述は現地で公開の場で」を審査庁(国交大臣)に要請**

事業認定に対する不服審査請求の意見陳述に関して、①13世帯60人は意見次第で自分たちの将来が左右される恐れがあるから、当然、傍聴の権利がある、②よって陳述は13世帯60人の皆さんが傍聴可能となるよう、公開の上、現地で開催すること、③石木ダムの必要性について原点に返った話合いが不可欠であるから、事業認定庁の出席を求め、討論可能とすることを審査庁に連名で求めました。

「意見陳述は陳述希望者の陳述を審査庁が聞いて、それを意見書や反論と共に公害等調整委員会に送付するものであるから、陳述場所は審査庁がある国交省本省、非公開」というのが審査庁の対応でした。

このような状況を克服することを目的に、石木ダム問題で助力いただいている真島省三衆議院議員に国交省担当部署である土地収用管理室職員へのヒアリングを行っていただきました。行政不服審査法は「国民の権利保護が目的」とされていることから土地収用管理室に再考を求めました。それに対して、土地収用管理室職員は、陳述希望者全員に対して、陳述場所が現地でなければならない「理由書」の提出を求め、その上で、改めて国交省の対応を決めるとしました。8月17日には理由書の提出が終り、現在土地収用管理室の返事を待っているところです。



## 【石木ダム問題の最新情報】

### 8月10日の長崎県公共事業評価委員会

石木ダム事業の再評価を審議する長崎県公共事業評価委員会は、8月10日、ダム予定地や川棚川の視察を行いました。

視察中、ダム建設に反対する地権者や市民団体の要請に応じ、意見を聞きました。

地権者らの必死の訴えと説得力がある説明を受けて、中村聖三委員長は、「県と地権者の主張には食い違いがあり、客観的なデータに基づいて判断したい」、「賛成・反対双方の主張について審議を尽くし、事業の必要性について結論を出したい」と語りました。

これからの審議が大いに期待される発言でしたが、次の24日の会議の結果は異なるものになりました。

毎日新聞 2015年8月11日



建設予定地を訪れ、地権者から話を聴く委員ら

長崎新聞 2015年8月11日

山崎 榮介 月刊
2015年(平成27年)8月11日 火曜日
地域総合

## 県公共事業評価監視委

「ダムを造る必要はない」と県公共事業評価監視委員に訴える反対地権者ら  
—川棚町岩屋郷

### 石木ダム予定地視察

#### 反対地権者「必要ない」と訴え

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業をめぐる、県公共事業評価監視委員会(委員長・中村聖三長崎大学学長)は10日、同町を訪れ、ダム建設予定地などを視察。地元の見解を聴取し、反対地権者らは「ダムを造る必要はない」と訴えた。

視察には7委員のうち中村委員長ら5人が参加。ダム本体建設予定地に近い同町岩屋郷の奥有地では地元地権者の岩下和雄さん(68)らの話を約30分聞いた。

岩下さんは、川棚川の治水について堤防かさ上げでダム建設よりも安価に対応できると主張。利水面では佐世保市の人口減少など性を訴えた。

視察後、中村委員長は「県と地権者の立場の違いがあり、委員会としては白紙の状態で議論し客観的に判断したい」とした。

同委は今後、詳細審議、事業継続の可否について意見書をまとめ知事に提出する。(川邊 一朗)

による使用水量減少を挙げ、ダムの必要性を否定した。最後に「強制収用までしてダムが本当に必要なかどうか、私たちが話し合いの場を持つよう県に進言してほしい」と要請した。

川棚川下流の江川橋に移動した委員は、県河川課の担当者から過去の洪水被害やダム代替案に対するダムの優位性などの説明を受けた。委員らは、川棚川支流の石木川氾濫の想定について、県側に対し「きちんと説明すべき」と求めた。立ち会った石木ダム建設促進川棚町民の会の河野孝通事務局長が、1990年の洪水体験を話し、ダムの必要性を訴えた。



## 8月24日の長崎県公共事業評価監視委員会 石木ダム事業の継続を認める

長崎県公共事業評価監視委員会が県の石木ダム工期延長案を容認しました。まことに残念な結果です。

市民側は委員たちに事前に下記資料を送付して、県の主張の誤りを委員たちが理解するように努めました。複数の委員が市民側の論点に沿った質問をいくつもしましたが、しかし、それに対する県河川課企画官の説明が専門的で、それ以上反論することができなかったようです。

### ◇「石木ダムの治水代替案が採用されないカラクリ」

水源連HP: <http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2015/08/cfa5d52b3019351c5e0e160f74429399.pdf>

### ◇「ブックレット掲載の治水・利水面の補足」

水源連HP: <http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2015/08/dd59814590de44942973d6f0a7b5691b.pdf>

委員の一人は「専門家ではないので出された情報をどう読み取っていけばいいのか。我々では能力が足りない。専門家を交えた議論の中でお互いに合意に至っていただきたい」と述べたとのこと。

そのような発言を受けて、答申には「反対地権者の理解や納得が得られるよう話し合いを求める」との意見を加えるということです。この委員会の意見を県が真摯に受け止め、話し合いの場を持つよう、市民側が粘り強く要請していくことになります。石木ダムストップの闘いはこれからです。

### ◆長崎 公共事業評価監視委員会 (NHK2015年08月24日 19時20分)

長崎県が行う公共事業の妥当性を評価する県の委員会は、24日の会議で川棚町に計画されている石木ダムの事業について審議した結果、事業の継続は認めるが、地元住民の理解を得て進めるべきだとする意見書をまとめる方針を決めました。

県の公共事業評価監視委員会は完成まで時間がかかっている公共事業について有識者などが事業の妥当性を評価し、継続すべきかどうか知事に提言する組織です。

24日の会議では、県が完成までの工事期間を6年延長する方針を示した石木ダム事業が議題となりました。

県側は事業目的の1つである治水対策について、川底の掘削や堤防のかさ上げなどの代替案との比較をコスト面などで行いながら、100年に1度の雨に備えるためダム建設が必要であると主張し、委員からも必要性を否定する意見は出ませんでした。

ただ事業に反対する地権者がいることから、委員長を含めた3人の委員から「地元の理解なくして事業を進めるのは妥当ではない」という意見が出されたため、委員会は事業の継続は認めるが、地元住民との話し合いを行い理解を得て進めるべきだとする意見書をまとめる方針を決めました。

委員会は早ければ来月にも意見書をまとめ、中村知事に提出する予定です。

公共事業評価監視委員会の中村聖三委員長は、「地権者の方が納得していないことが大きい。責任者である知事と話し合いたいという地権者の意見は当然。委員会の意見を最大限尊重してしてもらいたい」と話していました。

### ◆石木ダム「事業継続」知事に答申へ 監視委 (読売新聞長崎版2015年08月25日)

県などの公共事業の妥当性を審議する知事の諮問機関「県公共事業評価監視委員会」(中村聖三委員長、7人)は24日、石木ダム建設事業について「事業の必要性自体を否定することはできない」として事業継続を知事に答申することを決めた。

ただ、反対派地権者との対立が続いていることを重くみて、地権者と県が話し合いの場を持つなどして解決を目指すよう強く求める意見を付けた。委員会事務局の県建設企画課によると、意見欄には通常は、継続の場合は「原案通り認める」などと結論だけしか記載しないという。

委員会終了後、報道陣に対し、中村委員長は「地権者から納得されていないことが大きい。話し合いでどの程度(反対派との溝が)埋まるか、県はもう一步努力してほしい」と語った。

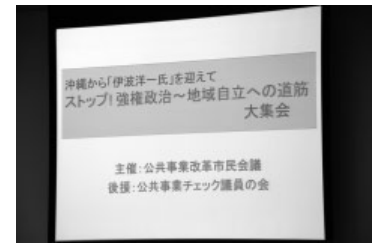
この日の審議では、県の建設目的である治水について討論。「利水を含め、総合的に判断できる場がほしい」などの意見が出された。

中村知事は「委員会からの答申を待ちたい」とするコメントを出した。

## 公共事業改革市民会議

### 「ストップ！強権政治、地域自立への道筋 大集会」 報告

2015年6月24日衆議院第一議員会館で、「沖縄から『伊波洋一氏』を迎えて ストップ！強権政治～地域自立への道筋大集会」を開きました。憲法や民意を無視した安倍政権の暴走にストップをかけることがこの集会の目的でした。



6月24日当日は、集会直後には安保法制に対する国会包囲の大集会も予定される中、150名を超える参加で意義深い集会となりました。

集会は公共事業改革市民会議主催、公共事業チェック議員の会の後援で行われ、稲宮須美さんと長谷川茂雄さんの司会の下、下記のプログラムで進行了しました。

- ◇ 開会挨拶 公共事業チェック議員の会事務局長 近藤昭一衆議院議員
- ◇ 基調講演 元宜野湾市長 伊波洋一氏

宜野湾市長時代から一貫して米軍基地の返還を求めて来た伊波洋一さんの、辺野古の現状も含めた沖縄の現状、そしてその中から見えてくる問題点の鋭い指摘は、今焦点になっている安保法制の問題と一体のものとして参加者に強く訴えるものでした。

基地問題そして戦争こそ最悪の公共事業でもあることを確認しました。



- ◇ 現地からの報告

リニア新幹線、石木ダム、スーパー堤防、道路、諫早湾開門の各現場からの報告です。

伊波さんのお話に重ねて、現在の安倍政権の強権的な実態を浮き彫りにしました。長崎県から参加した、強制収用と闘う石木ダム予定地地権者、岩下和雄さんの訴えは参加者の大きな共感を呼ぶものでした。

- ◇ 国会議員報告

お忙しい中、たくさんの野党議員が参加され、随時、力強い挨拶をいただきました。ありがとうございました。

#### ➤ 挨拶をいただいた国会議員の皆様 （あいうえお順）

赤嶺政賢衆議院議員  
糸数慶子参議院議員  
近藤昭一衆議院議員  
田村貴昭衆議院議員  
初鹿明博衆議院議員  
福島みずほ参議院議員  
真島省三衆議院議員  
本村伸子衆議院議員  
吉田忠智社民党党首



# 当別ダム完成後に架空予測をやめた札幌市水道

嶋津暉之

(本報告は、北海道自然保護協会の佐々木克之さん、当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会の安藤加代子さん、山田明美さんたちと一緒に取り組んだ結果をまとめたものです。)

## 1 札幌市水道と当別ダム

当別ダムは北海道が石狩川支流「当別川」に建設したダムで、水道用水の開発、当別川の洪水調節等を目的としている。水道用水は、石狩西部広域水道企業団が当別川から取水して浄水を4市町(札幌市、石狩市、小樽市、当別町)に供給するもので、計画給水量77,800 m<sup>3</sup>/日のうち、44,000 m<sup>3</sup>/日(57%)は札幌市水道分である。当別ダムの2012年度完成に伴い、同企業団からの給水は2013年度から開始されたが、4市町のうち、札幌市は2025年度からの給水予定となっている。

## 2 2007年度の札幌市の水需要予測

石狩西部広域水道企業団は当別ダム建設事業に参画し、4市町に浄水を供給する水道用水供給事業に関して2007年度に再評価を行い、事業の継続を妥当とした。

この再評価の報告書に記された札幌市水道の水需給計画は図1のとおりである。一日最大給水量の実績が1990年代後半から変動はあるものの、60~67万m<sup>3</sup>/日で推移し、増加傾向がなくなっているにもかかわらず、札幌市の予測は2007年度以降増加し続けて、2025年度には現保有水源83.5万m<sup>3</sup>/日を超え、当別ダムの水源が必要になるというものであった。

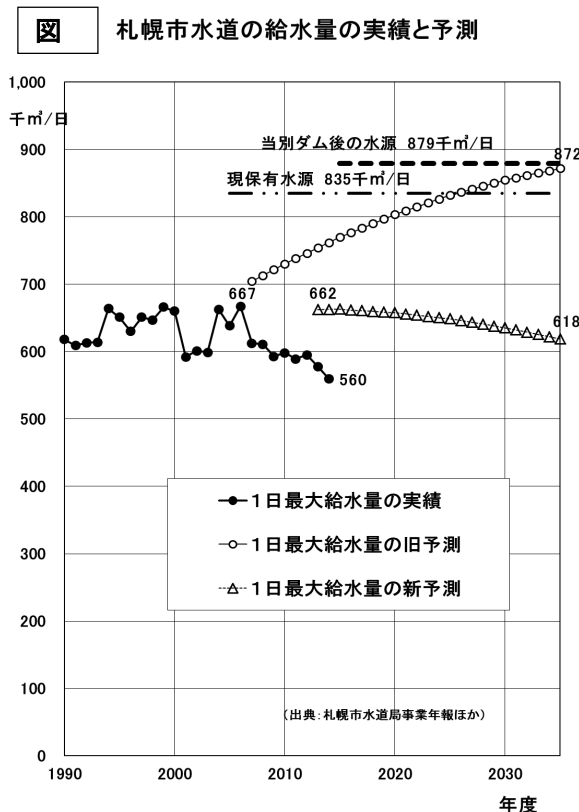
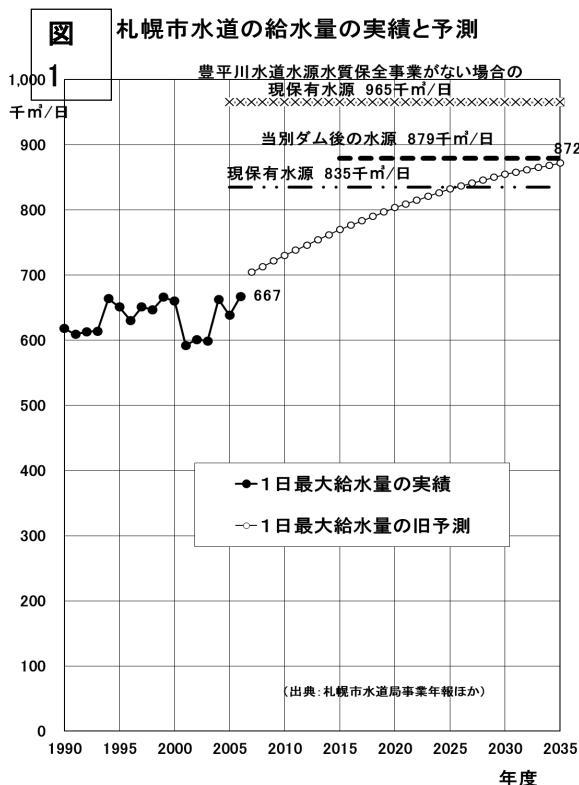
なお、この現保有水源83.5万m<sup>3</sup>/日は【補遺】に述べるように、当別ダムへの参画の理由をつくるために、現保有水源の一部を切り下げたものであり、本来は96.5万m<sup>3</sup>/日の自己水源を保有していた。

## 3 当別ダム完成後の札幌市の水需要予測

2012年10月に当別ダムが竣工し、2013年4月から石狩西部広域水道企業団から浄水の供給が開始された。

当別ダムへの参画の是非が今さら問われることはないかと判断したのであるが、札幌市水道局は2014年2月26日の札幌市営企業調査審議会(水道部会)に提出した「次期中期計画の策定」において、新たな水需要予測を示した。それは図2のとおり、水需要が急速に増加していくとした従前の予測を完全に否定して、水需要が次第に減っていくというものであった。

この新しい予測は2015年3月27日策定の「札幌水道ビジョン」にそのまま盛り込まれた。



ただし、予測の大幅な下方修正により、水需給計画上は当別ダム水源が不要となるが、「札幌水道ビジョン」では水源の分散配置という新たな理由を持ち出して当別ダム水源が必要だとしている。

すなわち、札幌市は豊平川に水源の約98%を依存しており、豊平川で重大な事故があったときに水道水の確保ができなくなるので、当別川にも水源を確保しておく必要があるという理由である。しかし、札幌市水道は水源のほとんどを豊平川に依存する方式を過去約80年間続けてきているのであって、それで問題が今まで起きたことがあったのだろうか。杞憂の話に過ぎない。さらに、当別ダムの予定水源量は札幌市水道が豊平川に持つ水源量の15%程度であり、また、当別川系統の水を供給できる範囲は限られているから、万が一、豊平川に事故があったとしても対応できる給水範囲は一部に過ぎない。あくまで机上の話として、水源の分散配置が必要だということを持ち出しているだけなのである。

#### 4 2007年度と2013年度の予測の違い

上述のように、札幌市の2007年度と2013年度の水需要予測が大きく違っている。前者は一日最大給水量が2006年度から2035年度まで約20万 $\text{m}^3$ /日も増加して、87万 $\text{m}^3$ /日になるとしたのに対して、後者は2035年度には62万 $\text{m}^3$ /日へ漸減するとしている。旧予測と新予測の差は2035年度時点で25万 $\text{m}^3$ /日にもなる。

なぜ、一日最大給水量の予測にこのように大きな差が生じたのであろうか。一日最大給水量を予測するためには、人口、水道普及率、一人当たり家庭用水、都市活動用水（非家庭用水）、有収率（年間使用水量÷年間給水量）、負荷率（一日平均給水量÷一日最大給水量）のそれぞれについて将来値を求める必要がある。そして、次式から一日最大給水量を計算する。

$$\text{一日最大給水量} = \text{一日平均使用水量} \div \text{有収率} \div \text{負荷率}$$

$$= ((\text{人口} \times \text{水道普及率} \times \text{一人当たり家庭用水}) + \text{都市活動用水}) \div \text{有収率} \div \text{負荷率}$$

このうち、水道普及率は札幌市では99.9%で、ほぼ100%であり、人口は新予測は旧予測より下方修正されているが、その差はそれほど大きくない。有収率、負荷率に関しては旧予測と新予測は同じかほぼ同じ値である（有収率：旧予測92.5%、新予測93.0%、負荷率：新旧予測とも80.0%）。

旧予測と新予測が大きく違うのは一人当たり家庭用水（図3）と都市活動用水（図4）である。一人当たり家庭用水は旧予測では最近の実績200～205 $\text{L}$ /日から2035年度には226 $\text{L}$ /日へ増加していく

図3 札幌市水道の一人当たり家庭用水の実績と予測

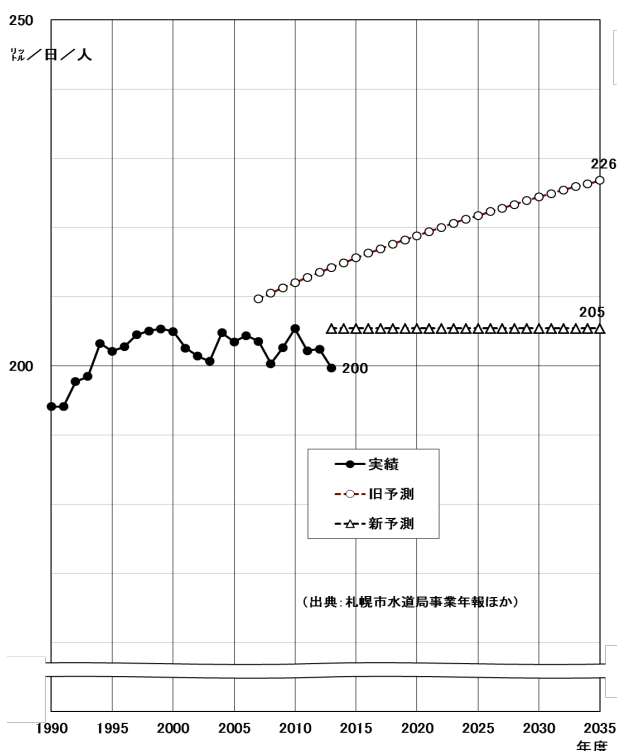
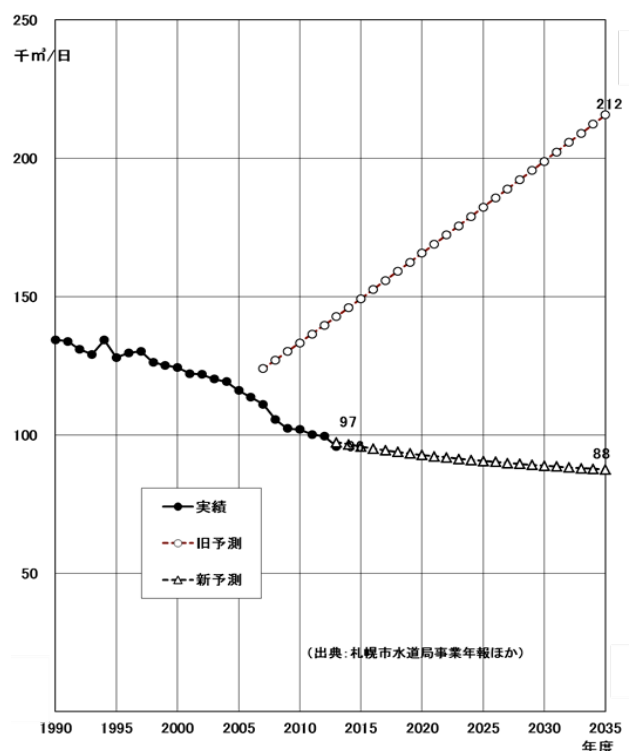


図4 札幌市水道の都市活動用水の実績と予測



のに対して、新予測では増加は一切なく、205 年/日のまま推移していくとしている。

都市活動用水は旧予測では 2035 年度までに約 2 倍に増加するとしているが、新予測では次第に減っていくとしており、旧予測と新予測の差はきわめて大きい。

このように、旧予測値と新予測値の大きな乖離は主に一人当たり家庭用水と都市活動用水の予測の違いによるものである。図 3、図 4 で明らかなように、この二項目について新予測は実績の傾向を踏まえているのに対して、旧予測は実績を全く無視した非科学的な予測である。なぜ、このようにだれが見ても不合理な架空予測が行われたのであろうか。それは当別ダム計画への参画の理由をつくることが予測の目的であったからに他ならない。

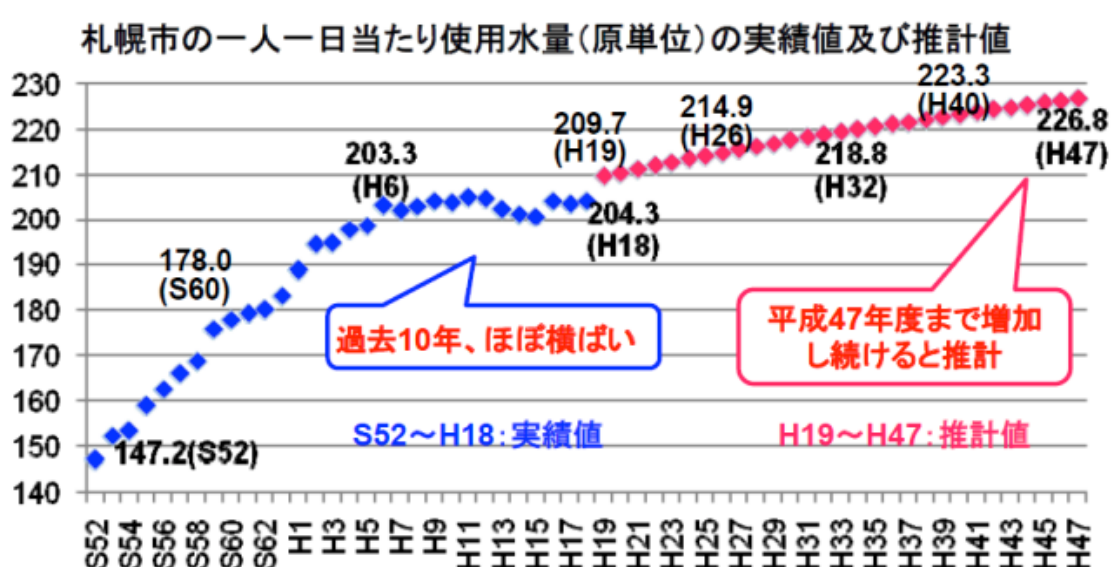
## 5 総務省による指摘

札幌市の水需要の旧予測は、前述のように、石狩西部広域水道企業団による事業再評価、すなわち、同企業団が当別ダムの水源を 4 市町に供給する水道用水供給事業に関して実施した再評価の一環として行われたものである。

この事業再評価の結果は水道水源事業に国庫補助金を支出する厚生労働省水道課に提出され、その後、事業再評価を総括する総務省行政評価局に送られて点検の対象となる。再評価の事業は山ほどあるので、ほとんど形だけの点検で終わるが、札幌市の予測に対して実績を踏まえていないのではないかと指摘が総務省からあった。あまりにもひどい架空予測なので、目にとまったのかもしれない。

総務省は、一人当たり家庭用水（原単位）の予測を取り上げ、「札幌市は、増加傾向にあった時期を含む過去 30 年間のデータを使うのではなく、増加傾向が止まった後の最近 10 年間のデータを使って予測を行うべき」と指摘した。図 5 のとおりである。札幌市はわざわざ過去 30 年間にさかのぼって増加傾向にあった時の実績データを組み入れることによって、一人当たり家庭用水が将来は増加し続けていく予測式をつくり上げたが、それは恣意的なデータの選択であり、最近 10 年間のデータに基づいて今後の予測を行うべきだと指摘したのである。真つ当な指摘であった。

図 5 総務省が指摘した札幌市水道の予測の問題点



## 6 厚生労働省の説明

これに対して、厚生労働省が札幌市の予測を擁護する説明を行った。最近 10 年間のデータでは一人当たり家庭用水が増加するとは言えないので、世帯の細分化が進むと一人当たり家庭用水が増えるとか、節水型機器の普及が限界に近づいているといった定性的な話を持ち出して、厚生労働省は総務省を説得し、総務省の政策評価分科会（2009 年 5 月）を乗り切ったのである。その経過は政策評価分科会のホー



ムページに掲載されている。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/dokuritu\\_n/gijiroku/15566.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/gijiroku/15566.html)

説明資料 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000023563.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000023563.pdf)

この定性的な話は科学的な根拠がないものであるが、厚生労働省が言うことだからということで政策評価分科会で問題にされることはなかった。厚生労働省は本来は国庫補助金が適正に使われるよう、不合理な水道計画を是正しなければならない立場にあるはずであるが、そのような姿勢は皆無であった。逆に札幌市の架空予測を全面的に擁護したのである。それは、水道関連業界の仕事を大きくしていくことが厚生労働省水道課の役割であることを物語っている。

## 7 その後の経過

しかし、その後の事実経過は総務省の指摘が正しく、厚生労働省の説明が虚偽であったことを明確に示している。前出の図3のとおり、札幌市水道の一人当たり家庭用水は増加傾向に転じることはなく、横ばい傾向が続いている。そして、札幌市もその実績に基づいて、将来とも一人当たり家庭用水が増えないという新予測に切り替えたのである。

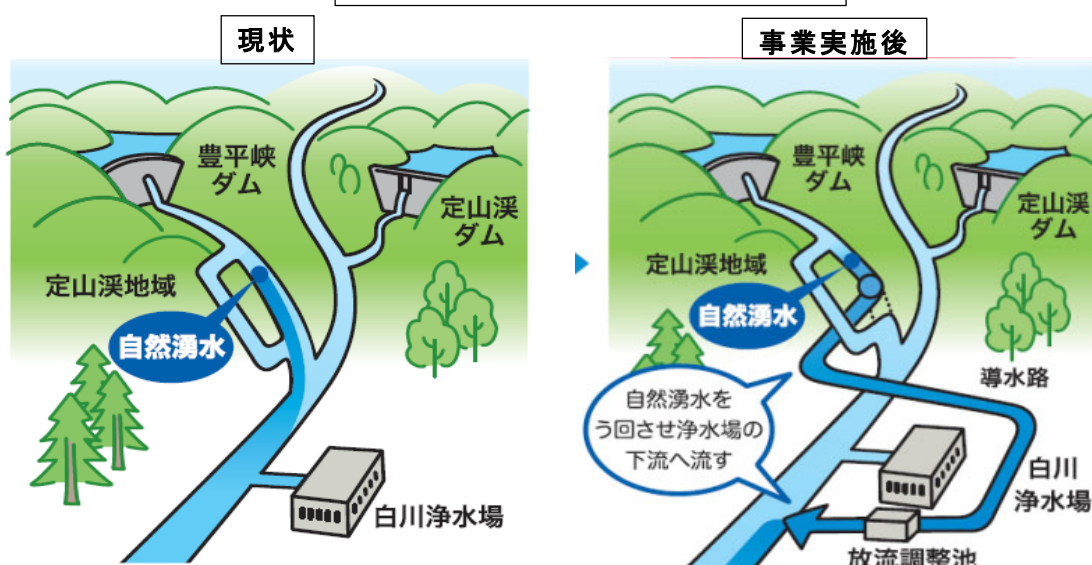
それは、当別ダムがすでに完成し、当別ダムへの参画の理由をつくる必要がなくなったからに他ならない。

東京都などの水道事業体で今なお行われている水需要の架空予測は、ダム計画があるからであり、ダムが完成すれば用無しになってしまう代物なのである。

### 〔補遺〕 豊平川水道水源水質保全事業による保有水源の一部カット

札幌市水道の現在の保有水源は本来は 96.5 万  $\text{m}^3$ /日あるが、札幌市は豊平川水道水源水質保全事業を起して、現保有水源を 13 万  $\text{m}^3$ /日減らした。この事業は、図6のとおり、ヒ素を含む湧き水等の影響を小さくするため、豊平川上流の水の一部をバイパス管で白川（しろいかわ）浄水場下流に導く事業であり、それにより、豊平川の水源が 13 万  $\text{m}^3$ /日減ることになった。本事業の費用は 183 億円にもなる。札幌市水道水のヒ素は基準値を超えることは無く、さほど問題とすべきことではない。安全性を高めるためには浄水場でのヒ素の除去効率を向上させれば済むことであるが、札幌市は当別ダムへの参加の理由につくるため、保有水源の一部を切捨て、同時に 183 億円という大きな事業を起したのである。

図6 豊平川水道水源水質保全事業



# 「当別ダム完成後、修正姑息」

## 札幌市が水需要予測引き下げ

札幌市の2035年度の水需要予測

| (1日当たり)        | 今回の推計               | 07年度推計              |
|----------------|---------------------|---------------------|
| 総需要の<br>最大値    | 61万7900<br>立方メートル   | 87万2000<br>立方メートル   |
| 一般家庭用の<br>平均需要 | 37万2200<br>立方メートル   | 42万9300<br>立方メートル   |
| 業務用の<br>平均需要   | 8万8700<br>立方メートル    | 20万5070<br>立方メートル   |
| 人口ピーク          | 193万7000人<br>(15年度) | 196万2000人<br>(20年度) |

「ダムが完成してから需  
要予測を引き下げるのは姑  
息だ」。北海道自然保護協  
会の在田一則会長は11日、  
市役所で会見し、市の対応  
を批判した。

市は07年度、35年度の1

## 市民団体は反発強める

2012年に完成した当別ダム(石狩管内当別町)をめぐる、札幌市が建設に参加する根拠とした水需要の予測を、現在の供給能力を大きく下回る水準まで下方修正したことにに対し、以前から「過大な予測」と指摘してきた市民団体が反発を強めている。市は水源の分散化を理由に計画通り25年度から取水する方針だが、取水量は総需要の1割に満たないため、「分散効果は薄い」との声も上がっている。(水野富仁)

日当たりの最大水需要が、保有する水源の供給能力84万立方メートルを上回る87万立方メートルに達する、と試算した。しかし、今年3月にまとめた15年度から10年間の「水道ビジョン」では、経済成長が期待通り進まなかったことや人口減少の進展を踏まえ、3割減の62万立方メートルに下方修正した。

その一方、現在の水源の98%を豊平川に依存していることから、市は災害や事故に備え分散が必要との考えも示し、当別ダムの必要性を強調している。これに対し、同協会は見で「当別ダムからの取水量は1日当たり最大4・4万立方メートルで、35年度の最大

需要予測の7%にすぎず、大きな効果は期待できない」と指摘した。

札幌、小樽、石狩、当別の4市町と道でつくる当別ダムの水道事業企業団の総事業費は734億円。うち札幌市の負担は131億円に上る見込み。札幌市への水道水供給に向けた浄水場と送水管の整備は20年度から始まり費用は26億円。会見に同席した市民団体「当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会」の安藤加代子代表幹事は「必要のないダムから取水するための財政出動はするべきではない」とし、浄水場整備などを中止するよう訴えた。

## 札幌市 水需要3割減

### 35年度推計 当別ダム不要の声も

札幌市が、当別ダム(石狩管内当別町)の建設に参加する根拠とした2035年度市内の水需要予測について、1日当たり最大87万立方メートルから同62万立方メートルに約3割引き下げたことが11日、分かった。市が現在保有する、豊平川などを水源とする供給能力(同84万立方メートル)でもまかなえる計算になり、自然保護団体は「不要なダム建設だ」と批判している。

市は今年3月にまとめた15年度から10年間の「水道ビジョン」で、7年ぶりに

水需要を推計。前回と比べ、業務用需要が6割近く落ち込み、人口減少も早く進行する見通しを踏まえ、大幅に下方修正した。

市は「その都度、適切に予測してきた」と釈明。その上で「現在の水源は98%を豊平川に依存しており、災害などに備えた分散が必要」として、計画通り25年度に当別ダムから取水を始める方針だ。

保護協会は、今後予定されている当別ダムと札幌市を結ぶ送水管整備などの中止を求めている。

当別ダムは道が建設し12年10月に完成。水道事業については札幌、小樽、石狩、当別の4市町と道でつくる企業団が運営し、13年4月に札幌を除く3市町への供給を始めた。治水・かんがいを除く事業費734億円のうち、札幌市の負担は131億円となる見込み。



# ハッ場ダム問題のその後

嶋津暉之

## ハッ場ダムの本体工事

今年1月からハッ場ダム本体の基礎岩盤掘削工事が始められています。ただし、東吾妻町大柏木の土捨て場（原石山を兼ねる）まで巨大ダンプで掘削土砂を運ぶ工事用道路がまだできていないので、掘削土砂を谷底にぼろぼろと落とす工事が続けられているだけです。

現計画では来年6月以降に本体打設工事に入り、2019年度までに試験湛水を終えてダムを完成させることになっていますが、先行きは不透明です。

まず、地質の問題があります。ハッ場ダム予定地は、上流域に活火山である浅間山と草津白根山がある火山地帯であるので、その影響で脆弱な地層が広く分布しており、仮にダム本体が完成しても試験湛水で水位を上下させれば地すべりが誘発される危険性が十分にあります。奈良県の大滝ダムでは、試験湛水で深刻な地すべりが発生して、その対策工事に追われ、完成が9年間も延びました。

さらにダム事業費の増額問題があります。上記の地すべり対策工事費、既設の東電発電所への減電補償、代替地の造成費用などにより、事業費が大幅に増額することは避けられませんが、その事業費増額に対して関係都県が拒絶反応を示しているのです。

国交省は工事が順調に進んでいることをしきりに強調する記者発表をしています。これからどうなるのかはまだまだ分かりません。

## 未買収地を強制収用するための事業認定に関する公聴会

ハッ場ダム予定地は未買収地が7%もあることから、国交省は強制収用するための準備手続きとして事業認定申請を4月10日に行いました。事業認定を行うのも同じ国交省です。その事業認定の是非を決める手続きとして、4月中下旬にハッ場ダムに関して意見募集が行われ、6月26～27日には公聴会が群馬県東吾妻町で開催されました。

この後、国交省内の審議会での審議を経たうえで、国交大臣が事業認定を行うと、群馬県収用委員会に舞台を移します。その収用裁決が下りると、土地の譲渡、移転に難色を示してきた人たちの土地を強制的に買収することが法的に可能となります。

公聴会での公述人22組のうち、14組がダム反対派、7組がダム賛成派、1組が起業者である国交省でした。ダム賛成派には埼玉県副知事、加須市副市長、江戸川区の元・土木部長、埼玉県の元・水資源課長も入っており、ほとんどが動員組という印象でした。

ダム反対の公述人はそれぞれ持ち味を発揮して、ハッ場ダムが必要性を喪失していること、ハッ場ダムが様々な災いがもたらすことを克明に語り、起業者を追及しました。

公の場でハッ場ダム事業の不要性、不当性があらためて明らかにされたことの意味は少なくないと思います。

公聴会に関する記事の一部を掲載します。東京新聞特報部の記事の右半分は、水没予定地の地権者が土地収用に強く抗議したことを紹介しています。

同記事の左半分はハッ場ダムの四つの目的がいずれも虚構であるとの公述を紹介したものです。

東京新聞 群馬版

2015年(平成27年)6月27日(土曜日)

ハッ場ダム

「建設中止」の声相次ぐ

強制収用可否 判断で公聴会 土砂災害リスク指摘



ハッ場ダムの建設工事をめぐる公聴会が二十六日、東吾妻町コンベンションホールで始まった。早期完成を求める水没予定地の地元住民がいる一方、利水・治水効果を疑問視し、ダム周辺の土砂災害の危険性が増すと指摘するなど建設中止を求める意見が相次いだ。

ハッ場ダムは今年一月に着手し、完成は二〇一九年度の見込み。国土交通省によると、建設に必要な土地の取得率は三月末で約93%だが、残りの地権者の中には所在不明のものもある。同省は四月、国交相宛てに、予定地の強制収用を可能にする事業認定を申請。公聴会は、事業認定の可否を判断するための意見収集が目的で、この日は公述を希望した十一組が意見した。

公述人の一人で、日本大学の竹本弘幸講師(地震地質学)は、建設予定地の地層は貯水により水を含むと不安定になり、ダム湖や吾妻湖の土砂災害などのリスクは高まると指摘。茨城や埼玉から参加した複数の公述人は、計画の見込みより水使用量は減っており「流域圏は水余りに苦しんでいる。治水効果も期待できない」と建設中止を求めた。

一方、長野原町の元町議星岡由紀子さんは「まだ反対の声が聞かれ、心を痛めている。ここまで来たら中止せずに早く完成させ、安心した暮らしを与えて」。埼玉県加須市の角田守良副市長も「流域圏の治水、利水効果はある。一日も早い完成を」と訴えた。

公聴会は十七日も開かれる。その後、第三者機関の意見も聞き、事業認定の可否が判断される。

(川田篤志)

八ッ場ダム土地収用公聴会

民主政建時代に「無私な公共事業の急務」とう  
れた「ハコ場ダム」(註:眞實寺村原)の建設工事に關  
して、國は土地収用をめぐる騒ぎを起した。國土交  
通省がみづの多量性及び公益性を強調する一方で、  
水害防止に専らする住民の事業の進め方を批判。作  
民団は入へくへをめぐり、建設目的がまわれたいとい  
ふ事を主張した。あらためて聞く。ハコ場ダムは  
本当に必要なのか。(終・瀬川 同)

[illegible]

「政府は抗議の意思を示した」といふ。「上野氏が日本憲法を、まぎれもなくうたがった」ともいふ。「田中大臣はなんでも金で買いたいと言っている」ともいふ。思ひ田中語録の、母親のもとに不孝な役者を描きとられたい。だから成増といふこと（読者）撃つら



# 「生前葬の気持ちで来た」

国交は四、十地の確  
定はできずとも太田昭  
侯国交に申請した。）  
また日本資本は約三二  
〇億の資金を持つ。今回  
の手続で、残っている民  
家と共有地の取得を目指  
す。公團は既に三、三  
億に収入の目標を掲げ  
た。認められれば特選  
地の収用委員会を組織され、  
特選地の家賃を強制収  
用可能となる。

高千穂は隣接する西宮に  
十、一の増設をなか

た」と語った。訴え切れな  
かった息いを会場外で聞い  
た。

「国側は『古く代善地  
(の希望増産)を決めてい  
れ』と言っている。でも代  
善地の安全対策がどうなる  
かも、越境するものがこれ  
に使われたかも知らない  
じゃないですか。そうか  
ら有害物質が出れば、下流  
住民に影響を与えかねな  
い。それで安心して移れま  
すか。」

高田さんの言う安全対策  
やスリク問題とは何か。  
地震などの影響で、ダム  
湖予定地域周辺十一カ所で  
地滑りの対策が必要とされ



土地収用に反対意見を述べる高山彰さん。自身の「生前葬の風  
持ちだ」と、喪服姿で踊った。6月27日、群馬県東吾妻町で。

人 迷 公

喪服着て抗議す

いる。国交省は、水没予定地の住民が移る代替地五カ所でも補強対策を検討するとしてきた。

ところが、公聴会では、国交省・関東地方整備局のハツ場タム工事業務所の担当者は「ボーリング調査の結果をみて、専門家の助言を得ながら対策の必要の有無や内容の検討・設計を行う」として具体策を示さなかった。

ダム建設事業地内の各種工事では、鉄の精製時に出る砂利状の「鉄屑スラック」が、建設資材に混ざるなどして使われたことが分っている。国交省は昨年十二月、住民の移転先など八カ所では有害物質が検出されたと発表した。有害物質が含まれていない鉄屑スラックが、原因とならない。

今後の対応策について、工事事務所担当者は、公聴会で「群馬県が行っている廃棄物処理法に基づく調査結果を踏まえ、関係機関と連携し、適切に対応する」と述べるといった。公聴会後、本紙が群馬県廃棄物・リサイクル課に取材したところ、法廷調査や地下水への影響について調査中という返事だった。

ダムなくても流量維持 ■ 発電しても電力量増えず。

「建設目的が失われている」

二日間の公聴会で計十一人が意見を述べた。高山さんとは別の住民や下流目治関係者がタムの早期完成を求める一方で、約半数の公聴人は、地滑りの危険性や「ダム不要論」を訴えた。

市民団体のメンバーは、ハッ場タムの洪水調整機能は限定的で、終戦直後を除けば、利根川で堤防を越えるような洪水が発生していない点を指摘。関東地方の水使用量が減少していることも挙げ、ダムは不要で、土地収用の公益性もないと強調した。

別の建設目的にも疑問が  
持ちあがっている。

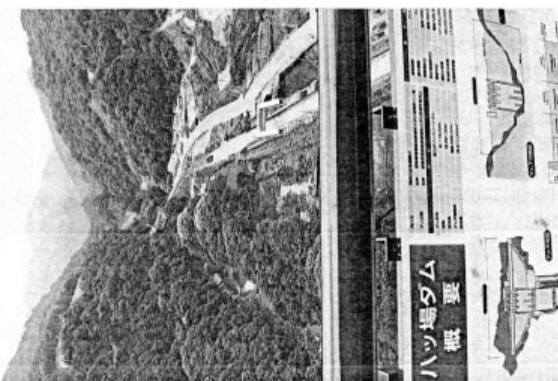
国交省は、名勝・旧蹟・溪谷の景観維持などのために、毎秒1・4立方メートルの水が常時吾妻川に流れるようにするともタムの建設目的としている。これに対し、「水源開発問題全国連絡会」の嶋津雄之氏同代表は、

公聴会で「タンなしでも荒置は維持できると主張した。」

東京電力・松谷発電所（東吾妻町）は、長野原取水場（長野原町）から吾妻川の水を引くことで発電している。この発電所は水

# 「建設目的が失われている」

嶋津氏は情報公開請求で、東電が二〇一三年に国交省に提出した資料「水利権期間更新申請における河川維持流量の再検討」を手に入れた。ハツ場ダム付近に毎秒約二・四立方メートルの水が流れるようにすると読め



ハッパ場大橋から見たハッパ場ダム建設現場（奥）。旧JR川原湯温泉駅付近では、調査発掘調査が進んでいる。6月26日、群馬県長野原

「設置事業の検証に係る検討」によると、東電の水力発電所の発生電力量は、ダム建設前の計五億七千七百万ワット時から、完成後は五億六千百万ワットに減る。それでも八ッ場発電所の四千百万ワット時が加わるため、全体では六億二百万ワット時に増えることを試算している。

ハッ場ダム工事事務所に  
よるで、この計算は、ハッ  
場発電所から下流の東電・  
原町発電所（重喜町）に  
導水施設をつくることと区  
定して計算した。「下流を  
だけ減電量を減らす（少な  
くする）方策」だといっ  
たのに、聞い、嶋津氏は公  
聴会で、増設公債調達まで入  
手した群馬県のハッ場発電

所計画図には、導水施設がないことを指摘した。導水施設なしでは電力量が減る。発電目的のダムが全体の電力量を減らすという、おかしな結果を招きかねない。

[illegible]

申請にあたって提出資料を踏まえながら審査中「(導水施設設置など) 8ヶ場々々完成後の計画は定まっていらない」としか答えなかった。

東條にも確認した。担当者は、国交省への提出資料について「その時点での試算を上げた。現在は内容を確認中だ」と工事事務所に回答の返答をした。清水施設の設置の有無は「まだ」とはわかっていない、成電線の見直しについても「国交省と協議中だ」とは「まだ」といって

鳩津氏は国などの対応に懐疑。「指摘に正面から答えていない。具体的計画がない導水施設を用いて減量を低くみせるということになる。もし導水施設を建設すれば数十億円はかかるだろう。こうした事態を説明し、必ず土地収用手続きに入るのには許されない」

「火の事」を建設に生かす  
焚捕調査とは、寺院の本堂や庫裏、山門の跡とみられる遺構が見つかっている。若園山の天明大飢饉で、火焼痕が流れ込み、不動尊の住僧が山を駆け上ったと助かっていたという話が伝えている。古来、日本には自然に畏敬の念を抱いてきた。火の建設は、この畏敬と相い合っている。寺の

## 霞ヶ浦導水事業差止訴訟に不当判決！（以下水源連MLより転載）

みなさま

霞ヶ浦導水事業を考える県民会議共同代表 浜田篤信です。本当に残念な結果になりましたが、以下に報告致します。  
昨日7月17日水戸地裁で霞ヶ浦導水事業差止訴訟に全面棄却の不当判決を言い渡しました。新規都市用水開発を認め水質浄化効果も国の予測を追認するものでした。漁業権侵害については種毎の被害が定量的に質的に明らかにされていないとし、漁業権侵害を受忍限度内としました。

みなさまには、6年わたってご支援いただき改めて深く感謝申し上げます。法廷で勝利できなかったことについては、私たちの力不足も一因であったとお詫びいたします。しかし、これからが本当の勝負です。裁判官が分るまで、裁判所の持ち出す高いハードルを乗り越えて更なる闘争をつづけます。また、同じ問題を抱える全国各地の皆様と連携して闘っていきますので引き続きよろしくお願い致します。原告団・弁護団声明を添付します。

### ——原告団声明——

2009年3月に那珂川水系5漁協が原告となって提起した霞ヶ浦導水差止め裁判は、5年9ヶ月の長きにわたる裁判闘争の末結審し、本日、水戸地方裁判所で原告らの訴えを退ける判決が言い渡された。

導水事業で那珂川の漁業資源が損なわれるという私たち漁業者の主張を受け入れなかった水戸地裁の不当判決に、私たちは満身の怒りを込めて抗議する。そして、この判決が、事業を推進する国とともに、歴史によって裁かれる日が必ず来ることを私たちは確信する。

那珂川は、先祖代々にわたり栃木・茨城の流域に恵みをもたらしてくれる母なる川であり、この豊かな川を孫子の代まで変わらない姿で残したいという思いが私たちの原動力である。こうした私たちの思いは、広く市民の共感を得ており、今後もより一層の支援が広がっていくことであろう。

私たちは、これまでの皆様のご支援に深く感謝しつつ、不当判決に負けることなく、最後の勝利まで戦い抜く決意である。

2015年7月17日 霞ヶ浦導水事業差止め裁判原告団一同

### ——弁護団声明——

本日、霞ヶ浦導水差止め裁判で、水戸地方裁判所は原告らの訴えを棄却する不当判決を言い渡した。

本判決は、漁業者を無視して進められる何の利益もない無駄な公共事業を司法が追認したもので、水戸地裁には無駄な事業から内水面漁業を守ろうという勇気の一片もないことが明らかとなった。行政追従の水戸地裁に厳しく抗議するものである。

同時に、こうした不当判決を前にしても、長年にわたり団結を維持し、裁判勝利のために奮闘した、原告ら那珂川関係漁協の組合長をはじめとする関係者の努力に対する評価は揺らぐものではなく、弁護団からも心からの賛辞を送りたい。また、原告らの裁判闘争に有形無形のご支援をいただいた評価委員の専門家各位、市民団体・個人のみなさんの多大なご支援にも心より御礼を申し上げます。

そもそも霞ヶ浦導水事業は、事業の効果も必要性もない無駄な事業である。一審の審理で、国側の専門家証人は「幾ら導水が頑張っても、水質を改善することはできない」と証言するなど、導水事業が霞ヶ浦浄化に役立たないことが明らかになった。また、国土交通省の小島証人の尋問では、国土交通省が関東各都県で水余りの現状にあることを無視していることが明らかとなり、水需要が増加する要因をただの1つもあげることができなかった。

他方、導水事業では、アユ・シジミを始めとする漁業資源が被害を受ける。国が取水停止しない12月以降にも少なくともアユの仔魚が降下しており、これらが吸い込まれればアユ資源に重大な影響がもたらされることが考えられること、導水事業の取水により涸沼が高塩分・貧酸素化し、涸沼のシジミの生息環境を悪化させると考えられること、こうした懸念は証拠上十分に裏付けられた。

弁護団は、国が一審での原告らの主張内容を真摯に検討し、ただちに導水事業を中止することを強く求める。また、導水事業を推進する立場に立つ地元自治体が、真に地域住民の利益を守る観点から、推進姿勢を転換するよう求める。

弁護団としては、このたびの不当判決に屈せず、控訴審で必ずや勝利するために全力を尽くす決意である。

2015年7月17日

霞ヶ浦導水事業差止め裁判弁護団



## 霞ヶ浦導水訴訟の水戸地裁判決

嶋津暉之

### 漁協側に無理難題な立証を求める不当判決

霞ヶ浦と利根川、那珂川を導水路で結び、水を行き来させる霞ヶ浦導水事業をめぐり、茨城、栃木両県的那珂川流域8漁協が国交省を相手とする裁判を起し、那珂川の取水口などの建設差し止めを求めてきました。その訴訟の判決言い渡しは7月17日、水戸地裁でありました。まことに残念ながら、漁協側の全面敗訴でした。

霞ヶ浦導水事業による那珂川からの大量取水と、汚濁度が高い霞ヶ浦から那珂川への送水によって、那珂川水系のアユ漁、シジミ漁などが致命的な打撃を受けることは必至です。漁協側はこの不当判決を到底受け入れることはできませんので、7月30日、東京高裁に控訴しました。

この裁判では、被告（国交省）側の専門家証人が反対尋問で、原告側の主張を認めてしまうほど、国交省の主張はいい加減なものでしたが、判決には反映されませんでした。判決文は国交省に勝たせるように、原告側に求める立証責任のハードルを無茶苦茶高くしており、最初から原告敗訴の結論ありきのひどい不当判決でした。

### 判決文の付記

全面敗訴の判決を下した裁判官は後ろめたさがあったからだと思いますが、判決文の終わりに「導水事業は運用次第では漁業権を侵害する具体的危険の可能性はある」として、次の文言を加えています。「本件事業の運用とその減少との間の因果関係の有無についての調査研究体制を確立して、本件事業の運用方法を随時見直し、これによる那珂川、涸沼川及び涸沼周辺の漁業環境への影響が最小限に抑制されるよう不断の努力をすることが切に望まれる。」

これは、導水事業が那珂川の漁業環境に与える影響を裁判官は認識しているけれども、国を負かせる判決文を書く勇気がないので、せめて国に対して真摯な姿勢を求めておこうというものだと思います。しかし、原告敗訴の判決であることには変わりはなく、これからの先行きは予断を許しません。

これから始まる控訴審では、霞ヶ浦導水が那珂川の漁業環境に致命的な打撃を与えることを何としても立証していかなければなりません。

7月18日の判決の記事、31日の控訴の記事、導水裁判の内容をよく伝えている判決前の記事を転載します。

朝日新聞茨城版 2015年7月18日

### 霞ヶ浦導水訴訟、漁協側敗訴

## 「立証不可能な域」

### 弁護団、判決に反発

水戸地裁は17日、霞ヶ浦と那珂川、利根川を結ぶ霞ヶ浦導水事業の建設差し止めを求めた漁協の訴えを棄却した。事業による漁業被害について「客観的な証拠がない」などと判決で指摘されたことに對し、弁護団は「立証する側に非常識なほど高いハードルを課している」と反発した。

導水事業は、霞ヶ浦の水を水改善の効果もあるため質浄化と濁水対策などを目的に2本の地下トンネル（計約45・6㍎）で水をやり取りする計画。那珂川流域などの8漁協は、水を行き来させればアユに悪影響が出るなどと訴えていた。判決では、那珂川からの取水によるアユの吸い込みについて、「どの位置から取水の影響を受けるかを認めるに足る証拠はない」などとし、資源量が減少する具体的な危険を認めなかった。被害防止措置も講じられていないとし、さらに、水をやり取りすれば、霞ヶ浦の水質浄化だけでなく、濁

判決後、水改善の効果もあるため「公共性がある」とした。判決後、水戸市内で報告会を開いた弁護団からは、アユなどの減少や品質悪化について客観的な危険性の指摘が懸念されている。判決後、水改善の効果もあるため「公共性がある」とした。判決後、水戸市内で報告会を開いた弁護団からは、アユなどの減少や品質悪化について客観的な危険性の指摘が懸念されている。

判決後、水改善の効果もあるため「公共性がある」とした。判決後、水戸市内で報告会を開いた弁護団からは、アユなどの減少や品質悪化について客観的な危険性の指摘が懸念されている。



判決後、垂れ幕を掲げる漁協関係者。水戸地裁前

有無で判断が下されたことについて、「一般の市民には不可能な立証を課したと言わざるを得ない」といった意見が相次いだ。

那珂川漁協（城里町）の君島恭一組合長は、霞ヶ浦の水を濾過して那珂川に流すとする国の方針に對し、「どれくらい濾過できるかのデータを全然もってこない」と憤りを示し、「これから最後までやりたいと思っているので、支援をお願いしたい」と控訴する意向を示した。

橋本昌知事は「漁業者に丁寧な説明をして理解を得ながら、霞ヶ浦や干波湖の浄化に効果がある事業として進めてもらいたい」と話し、国に工事の早期再開を働きかける意向を示した。



## 清流の行方 霞ヶ浦導水訴訟 17日判決(上) 「漁業に影響」原告訴え

国、水質浄化や水量確保 事業費 1900 億円、7 割執行  
(茨城新聞 2015 年 7 月 11 日)

(写真)霞ヶ浦導水事業の取水口建設予定地。河川との接続部分を残して工事が中断している=水戸市渡里町

霞ヶ浦と那珂川、利根川を地下トンネルの水路で結ぶ霞ヶ浦導水事業をめぐる、那珂川取水口建設工事の差し止めを求めた訴訟の判決が 17 日に水戸地裁で言い渡される。2009 年 3 月の提訴から 6 年余り。那珂川と涸沼周辺の生態系が破壊され、漁業権が侵害されるとする茨城、栃木両県の流域漁協関係者の訴えに対し、どのような司法判断が示されるのか注目される。

水戸市渡里町的那珂川取水口の建設予定地近くにポンプ施設「那珂機場」がある。場内には合計毎秒 15 トンを送水する能力を持つ巨大な 2 機のポンプが設置されている。河口から上流に約 18・5 キロ地点。取水口工事は 10 年 3 月、河川部分の工事を残したまま中断した。現在、予定地の川岸には幅約 50 メートルにわたって周囲より背の低い草が茂る。

霞ヶ浦導水事業は 1976 年に計画調査に着手し、事業計画の策定は 30 年前の 85 年。事業の主な目的は(1)霞ヶ浦や桜川などの水質浄化(2)渇水時に一方の川から水を送って水量確保(3)飲料水や工業用水など都市用水の確保とされる。

当初、事業費は 1600 億円、完成時期を 93 年度としたが、その後計 4 回の計画変更を経て、事業費は 1900 億円まで膨らんだ。昨年度末までに、既に予算の約 7 割に当たる約 1497 億円を執行している。

これまでに 3 カ所の機場と、地下トンネル工事などで機械を出し入れする立坑の多くが完成。地下トンネルのうち利根導水路は完成したもの、那珂導水路の進捗(しんちょく)率は約 3 割にとどまる。地下トンネル整備に必要な用地取得(区分地上権)のための地主との交渉の遅れが原因という。

2009 年、民主党政権(当時)が事業見直しの検証対象としたことから、取水口工事を含めて具体的な工事は 10 年度から中断していたが、検証が終了し本年度からの事業再開が決まった。

国土交通省霞ヶ浦導水工事事務所(土浦市)は、残り 400 億円余りとなった事業費について「残された工事のメニューは少ない。掘削工事の技術も進歩して費用は抑えられ、予算内での完成を目指して努力する」と説明する。

北関東の清流といわれる那珂川は、天然アユ漁獲量が日本一の 418 トン(14 年度)。アユは秋に上流で産卵し、ふ化した後、仔魚(しぎよ)が河口を目指して川を下る。

体長 5～6 ミリの仔魚が取水口の前を通過する際、吸い込まれて漁に壊滅的な打撃を与えたり、那珂川の渇水時に取水口から霞ヶ浦の水と共に生物が流れ込めば、生態系が壊れるのではないかと。漁協関係者は、導水事業の取水口にさまざまな懸念を抱く。

原告の一つ那珂川漁協(城里町)の君島恭一組合長(82)は「霞ヶ浦から外来種が入ってくれば、那珂川は『死の川』になる」と強調する。那珂川を生活の一部にしてきた漁協関係者にとって、導水事業は脅威の存在でしかない。

控訴の手続きを終え、取材に応じる茨城の 3 漁協の組合長(30 日、水戸地裁前で)



## 霞ヶ浦導水原告側が控訴

国が進める霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口工事を巡り、茨城、栃木両県の 5 漁協・漁連が、国を相手に建設の差し止めを求めた訴訟で、原告側は 30 日、請求を棄却した 1 審・水戸地裁の判決を不服として東京高裁に控訴した。

控訴は、1 審の原告団の 5 漁協・漁連がそろって行った。17 日の地裁判決では、アユなど漁業資源への影響の可能性を「否定できない」としながらも、「具体的危険がある」とまでは言えない」として、原告・漁協側の漁業権が侵害されるとの訴えを退けた。原告・漁協側が否定してきた事業の公共性についても「霞ヶ浦の水質浄化」「利根川と那珂川の渇水対策」「新規都市用水の確保」などの効果をいづれも認めて「公共性が

ある」とした。30 日は、茨城県の 3 漁協の組合長ら 4 人が水戸地裁を訪れ、控訴状を提出し受理された。那珂川第一漁協の小林益三組合長(77)は「訴えの全部がたまたま棄却というのは納得がいかない」と話し、原告側代理人の丸山幸司弁護士は「水戸地裁判決では原告側に立証の負担が大きく負わされた。このままでは漁業権が本当に無視されるような事態が生じかねず、判決を覆すべく、全力を尽くしたい」と話した。

